

第7回行政改革推進委員会 会議要約

日 時 平成21年8月6日(木) 午後1時30分～午後4時22分
会 場 市役所4階 大会議室A B
出席者 行政改革推進委員 9名(欠席1名)
企画部長、組織・職員改革正副部長、財政改革正副部長、行政サービス改革正副部長、政策推進課長、同課員2名

(午後1:30 開会)

1. 開会

2. 会長あいさつ

会長

ごめんください。

今日は、大変お忙しい中、第7回行政改革推進委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、各正副改革部会長にも出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。よろしく申し上げます。

前回の第6回委員会では、1日を掛けて荒川から山北まで施設を視察させていただきました。その後4時から、大滝市長から行政改革大綱に基づく、前期実施計画に対する諮問をいただきました。

それに基づきまして、施設改革部会長から説明をいただきました。部会長からは、施設改革に取り組みようとしている市の姿勢がひしひしと伝わってくるご説明をいただきました。時間の関係で、質疑が取れませんでしたので、次回以降の会議の中で、皆さんから質疑をいただきたいと思っております。

今日は第7回目でありまして、残っています4つの柱のうち、組織・職員改革、財政改革、行政サービス改革の前期実施計画について、部会長または副部長から説明をいただき、質疑をする回にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3. 議事

(1) 行革大綱実施計画案等説明、質疑応答

組織・職員改革部会

ア 行革大綱実施計画案のうち組織・職員改革関係

イ 平成23年度組織図案

ウ 組織再編計画案

エ 職員定員適正化計画

財政改革部会

ア 行革大綱実施計画案のうち財政改革関係

行政サービス改革部会

ア 行革大綱実施計画案のうち行政サービス改革関係

イ 行革大綱実施計画案のうち市民協働のまちづくりの推進関係

ウ 市民協働のまちづくり指針案

会長

それでは、議事に入らせていただきます。

今日の進め方でございますが、次のように進めさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願
いいたします。

最初に、組織・職員改革部会長から、20分～25分を目途に説明をいただいて、委員の皆様から質
疑をお願いします。

その後、財政改革部会長から、説明をいただいて、質疑。行政サービス改革部会長から説明をいた
だいて質疑。そして、5つ目の柱になる市民協働のまちづくりについて、行政サービス改革部会長からご
説明をいただくというかたちで、今日の議事を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、ご協力のほ
ど、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に組織・職員改革部会長から説明をお願いいたします。

組織・職員改革部会長

それでは、よろしくお願いいたします。順を追って、説明を申し上げたいと思っております。

「資料 行政改革大綱前期実施計画案」につきまして、組織・職員改革は1ページからになります
ので、ご覧いただきたいと思っております。1ページの「1 組織・機構の見直し」についてであります
が、現状については、既にご承知と思われそうですが、職員の削減を図っていくと、基本的には、各年度の退職
者の7割を減じますというのが、市民へのお約束になっておりますので、これを確実に実行していくた
めに、組織はどう在るべきかということで、検討をいたしました。

その中で、前期の4ヵ年の中で、出来るだけ早いうちに、組織・機構についての、再編を実施したい
ということで、平成23年4月に目標を設定いたしました。基本的には、現在「部制」でスタートして
いますが、本当に行政組織としてどうなのか、そして、職員数の削減も当然視野に入れておりますので、
市民に分かりやすい、利用しやすい組織へ再構築する必要がある。併せて、市民協働のまちづくりに対
する支援体制を明確化する必要がある。それに伴いまして、組織としては、現在ある「部制」につ
きましては廃止をし、また、現在の「係制」につきましても、改めて検討をし、「室制」の実施とい
うことで、平成23年4月と目標を設定いたしました。

合併して、ちょうど3年間経過するわけですが、職員数の削減につきましても、毎年40人～50人
の退職者が出る予定になっております。それにつきまして、3割の補充ということでありま
すので、職員の人数に応じたかたちへの組織の統廃合というものを視野に入れて、目標年度は23年度とい
うことにさせていただきました。

なお、後期計画の平成25年度以降の扱いにつきましては、平成23年度の組織再編の実施状況を検
証して、更に組織・機構の見直しを実施していきたいとまとめさせていただいております。

2ページにつきましては、「1 適正な定員管理」ということで、先ほど申し上げました大枠の中で、
職員数についての目標を設定させていただきました。

【改革内容】の「2 定員削減目標」につきましては、いずれも4月1日現在の人数であります
が、平成22年度については、34人の削減。退職者が49人予定されておまして、採用が15人。4月
1日現在では911人。平成23年度には885人。平成24年度には857人。ということで、後ほ
ど、職員定員適正化計画の中でも説明させていただきますが、最終的に、平成29年4月1日には、目
標職員数は、733人。ちょうど3割補充というかたちで、大枠の数値を設定させていただいてお
ります。

3ページの「3 職員勤務体制改革」についてでございますが、現在ある制度を十分に活用して
いただいて、職員の健康管理、又は時間外勤務の縮減、そういうものを有効に、更に促進して
いく必要があるということで、敢えてこの計画の中にも載せております。

このためには、時差出勤、振替、代休等を、職場の中でそういったものが取り組みやすい環境
が必要であり、これらについても取り組んでいきたいということで設定をさせていただきました。

4ページにつきましては、「4 職員意識改革」であります。

職員が減少していく中で、職員一人ひとりがモチベーションを確保していく、更に、多様な市民ニーズに応えていかなければならない。そういった意味からも人材の育成は欠かすことのできないものであります。その中でも、職員の意識改革が、まずは重要であると認識しておりますので、計画に載せさせていただきます。

意識改革につきましては、色々な方法があるかとは思いますが、まずもって市民へのあいさつ、接遇、また職員数削減方針による知識・能力の開発、専門研修や既存研修への積極的な参加、地域活動への参加、そういったものを更に強力に進めていく必要があると考えています。

5ページには、その取り組みの1つの方法としまして、「2 人事考課制度の導入」ということを、載せております。これにつきましては、職員一人ひとりの意識改革は当然でありますけれども、職員の能力開発、また管理者としての指導育成、また人事配置、昇任に反映させる制度でございます。旧村上市におきまして、2006年度に実施をいたし、2007年度から施行がされたわけではありますが、ちょうど平成19年には、合併という事務調整が進められたところでもありますので、旧村上市においても、完全実施には至っておりません。しかしながら、その制度を再検討いたしまして、本市におきましても、そういった制度の導入を図っていききたい。そして、このことは、人を評価するというよりは、職員自身に目標を持たせ、自己の意識改革を図っていく、こういったことに大きなメリットを考えています。

次に「資料 平成23年度組織図案」でございます。

基本的に本庁と支所で分けてあります。「資料 組織再編計画案」の方で詳しく説明をいたしますが、この中では1局15課18室20係ということでありまして、既存の課が多いわけではありますが、1ページ目の上段から5行目にある、「自治振興課」というものを新たに設置したいということでありまして、その役割につきましては、資料の方で説明をさせていただきたいと思っております。

その他、一部名称等の変更がございますが、1ページ目の「福祉課」にある「子育て支援室」というものも考えさせていただきました。特に、子育てにつきましては、幅広く担当課が分かれておりまして、市民にとっても、窓口が統一されれば非常に利便性が高まるのではないかとお考えいただけますので、そういった点について、子育て支援という意味で、一本化をしたいというふうに考えさせていただきました。

後ほど、細かい点についてはご説明をさせていただきますが、本庁につきましては、3課、国体課、情報政策課、そして建設課と都市計画課につきましては統廃合をいたしまして、都市整備課ということになりますので、3課減少して、自治振興課1課が増えるということで、組織図案とさせていただきます。また、支所につきましては、現在「係」で組織体制がなされておりますけれども、いわゆる総合支所としての市民への対応ということで、基本的に「係」を廃止して、もっと横断的な組織体制をとっていききたいということで、「室」体制への移行を検討させていただきました。

それらの具体的な内容につきましては、「資料 組織再編計画案」でございます。

1ページ、「定員管理」につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

次の「市民サービスの維持と効率化」につきましては、単なる行政にとっての組織再編のみならず、市民のニーズに応えるために、市民が利用しやすいような組織を検討しなければなりませんので、そういったところに重点を置かせていただきました。

「本庁・支所の体制」につきましては、この点については、様々な問題点や課題が見えております。私どもとしましては、本庁につきましては、「事務の効率化に重点を置き、組織や事務の集約を図って」いききたい。そして、支所につきましては、「地域に根差した最も身近な行政部署としての位置付けを明確化し、その地域に暮らす市民が利用しやすい組織となるよう、再編を行い」たいという考え方でございます。

2ページの、「2 具体的な改革方針」につきましては、まず「部制の廃止」でございます。

現在は部制を敷いておりますが、頭でっかちな組織とならないよう、スリム化をしていかなければなら

りませんので、平成23年度から部制を廃止させていただきたい。なお、既に行政改革の一環として、21年度から、部長の課長兼務ということにも一歩踏み出している状況でございます。

「組織数の見直し」についてでございますが、市長部局では現在、ご覧のとりの課・係がありますが、係の数が多くなればきめ細やかなサービスがしやすくなる一方、何と云っても批判の多い、縦割りの行政組織となり、それに対して批判の声が多いわけですので、小さな係は少なくし、もっと横断的に市民への対応をしていく必要があるということで、その点につきましても、先ほど申し上げましたように、平成23年度からは本庁についてはご覧のとおり、支所についても、村上支所を含めた各支所合計で、16課29室とし、横の連携と、職員減や新たな行政ニーズに対応できるような組織再編を考えさせていただきました。

具体的には、「(1)職員の減少に合わせた係の統合…室への移行」、それから「(2)縦割りから横断的な組織への移行」、「(3)課長、係長の事務量の平準化」ということで考えさせていただきました。

また、その「係」と「室」の目安については、下の段に表として示しましたように、職員の数や配置について、区別をさせていただきました。

それから、3ページの「支所機能の見直し」でございます。

支所につきましては、大事な地域の拠点であり、地域に根差した組織でありますので、この組織再編の中では、「地域に根差した自治振興部門」に重点を置きたいということで、行政内部事務などの集約できるものについては、出来るだけ本庁へ集約をしていき、「地域の課題や地域自治活動などについては、最も身近な支所が中心となり、完結できるよう」な体制を進めていきたいと考えております。

次に、その支えとなる「協働のまちづくりの推進」でございます。協働のまちづくりを推進していくためにも、組織としてもその支援体制が必要でありますので、「本庁に自治振興課を新設するとともに、各支所にも自治振興室を設置し、それぞれの地域に合った協働のまちづくりを推進する体制を整備」したいと考えました。

「市民にとって分かりやすい組織・機構」であります。この点は非常に難しいことでもありますし、庁舎の構造上の問題もありますが、市民の利便性を考慮して、出来るだけ集約できるものは集約していきたいというふうに考えました。

「外郭団体等への職員関与の適正化」でございますが、外郭団体等の事務局を行政が所管しているものは結構ありますが、そういったものについても、民間で出来るものについては、やはり民間に移行していただきたい。そして、その中でも社会福祉協議会やイヨボヤの里開発公社については、2人の職員が派遣されていますが、そういった外郭団体につきましては、事務局の移管というものを進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上の基本的な改革方針を踏まえて、組織再編を考えました。

4ページ以降につきましては、それぞれの課につきまして、どういう考え方でそうしたかということをお細かく記述させていただきました。

例えば、4ページの総務課ですが、総務課には消防団を管轄する部署として、現在、防災係が存在しています。合併をして、市に消防本部が設置されたわけですが、法律的な面から言いますと、消防本部を設置している市につきましては、消防団の総括は、消防長並びに消防署長が行うというのが、消防組織法に謳われており、他の単独で消防本部を持っている市につきましても同じような体制をとっておりますので、平成23年度に合わせて、消防団の事務につきましては、消防本部への所管替えをさせていただき、現在の防災係については、例えば新型インフルエンザ等、防災に限らずに様々な緊急の事態に対応する危機管理係として、感染症、テロ行為等に対する係を新設したいという考え方が載っております。

それから、村上地区の連絡所についての考え方でありますが、現在、村上地区には岩船連絡所と上海府連絡所がございます。これらにつきましては、住民票や戸籍関係の窓口事務のほか、各地域の業務を

担当しておりますが、これらにつきましては、なかなか連絡所では完結できませんので、特に戸籍関係につきましては、届出関係のみということでございますので、そういった限られたサービスにつきましては本庁に集約させていただいて、その他の地域への支援体制につきましては、現状のまま取り組みをしていくという意味で、新たに自治振興課の所管として、地域への支援体制は整えさせていただくという考え方で、連絡所の位置付けをさせていただいております。

時間の関係で全部は説明できませんけども、特に4ページの下段に、自治振興課の創設ということで載せてあります。これについては、後ほども触れてまいります協働のまちづくりを推進していくための部署でございます。協働のまちづくりを推進していくためには専門のセクションが必要であり、先ほども申し上げましたように、支所との連携を密にして、住みよいまちづくりを推進していくための部署としたいということで、新たに自治振興課を創設したいということを書いてございます。

また、5ページの福祉課について、名称については、現在は社会福祉課という名称でございますが、福祉課としても特に意味合いが薄れるということもなく、福祉課とした方が良いのではないかとということと、その中に、福祉政策室と子育て支援室ということで、福祉政策と子育て支援に対する体制について、出来るだけ窓口の一本化を進めたいということで、載せてございます。子どもの支援については、色々と国策もございますけども、市民から見ますと、こちらの係、あちらの係ということでは、非常に不便さも感じておられるようですので、その辺については、一本化を目指したいというふうに考えてございます。

その他、各課につきましては、統廃合を行ったり、室体制への移行をしたりと、かなり係の数を少なくしております。やはり1人係、2人係というものが多くなればなるほど、色々な弊害も出ますので、横断的に行政を運営していくという意味で、室への移行ということを進めております。

7ページ、各支所につきましては、現在も1人係、2人係というものが見受けられております。これにつきましては、先ほども若干触れさせていただきましたが、必要とされているサービスを効率良く住民に提供していくために、全ての係を廃止して、室体制とさせていただきたいということであります。そうすることにより、横断的な対応が可能ではないかということでございます。

8ページ、「4 平成23年度までの組織体制」でございますが、21年度につきましても、組織の一部、係について再編を行ってございます。22年度についても23年度の組織再編に向けて取り組む必要があるということで、敢えて記述させていただいているものであります。

まず「国体課の廃止」であります。国体課の体制につきましては、ご承知のとおり、今年が国体の開催年でありますので、平成22年3月31日をもって廃止になるということでございます。

2番目、「自治振興室の設置」であります。平成23年度から本庁に自治振興課を新設し、また各支所にも自治振興室を新設して、協働のまちづくりを推進していく体制を整備してまいります。その準備段階として、協働のまちづくりを進めていくために、こういった取り組みをしていくかということとを22年度から取り組み、23年度の自治振興課に円滑に移行できるように、準備を進めていきたいということで、自治振興室の設置を考えました。

併せまして、「公共交通係の設置」でございます。本市の公共交通体制につきましては、色々と問題点がございまして、現在、色々と取り組みをしているところですが、これにつきましても、23年度から新たな係の設置を予定しておりますけども、早急に進めていく必要性がありますので、計画の策定等も踏まえて、係を設置していくということでございます。

「5 後期計画にむけて」でございますが、平成25年度～28年度の後期計画につきましては、更なる組織再編が必要であるという認識に立っております。後期計画につきましては、23年度の組織再編を行った後に、その問題点等を洗い出し、検証を行い、24年度中に検討してまいりたいという予定にしております。

したがって、組織再編につきましては色々と難しい面がございまして、この23年度の再編が改

革の始まりだという考え方の中で、組織再編については、各部で色々な面から議論を進めていく必要があるということで、前期につきましては、23年の組織再編を大きな柱として位置付けをさせていただいております。

最後に「資料 職員定員適正化計画」でございますが、数値目標につきましては、合併当初982人体制でスタートいたしました。それについて既に何度も申し上げていることですが、「各年度の退職者の7割分を減じます」ということを確実に実行していくため、また、新たな市民ニーズに対応していくための再編というものを踏まえて、職員数の目標を掲げさせていただきました。

計画期間の前期、平成21年4月1日時点では、945人の職員数でございます。29年4月1日の目標値といたしましては、733人。純減数で212人。純減率で22.4%の削減というものを数値目標として掲げてございます。

数値目標の中で、前期計画の具体的な数値については、「行政職」、「技能職」、「消防職」と分けまして、目標数値を設定しております。

21年度につきましては、行政職が696人。技能職が111人。消防職が138人の、合計945人でございます。これを、24年4月1日には、それぞれ削減をいたしまして、総数で857人。前期計画の終期に当たる25年4月1日には833人。そして、後期計画の終期である29年4月1日には733人として、目標数値としております。

裏面には、退職者と採用者の見込みにつきまして、前期計画の分について表にしてございます。

表の見方につきましては、「H20 - H21」であれば、H20というのは平成20年度の退職者の数でありまして、平成21年3月31日の退職者の数でございます。H21というのは、H20の退職を受けての21年度の新採用者の数ということで、平成21年4月1日の採用者の人数というふうにご覧いただきたいと思いますが、「H20 - H21」につきましては、退職者が49人、そして既に4月1日で採用した人数が12人ということで、実績となっております。

以下、「H24 - H25」まで、前期の目標として設定いたしまして、退職予定者は平成22年度以降につきましては、いわゆる勸奨退職者等は見込めませんので、定年退職者のみとなっております、合計で209人。対しまして、採用者につきましては、その約3割の60人を予定しているということで、定員管理の目標を設定させていただいたところでございます。

以上、雑ばくな説明で大変恐縮ではありますが、説明とさせていただきます。

会長

ありがとうございました。

今、組織・職員改革部会長から説明がございました。ご質疑のある方は挙手をお願いいたします。どこからでも結構でございます。いかがでしょうか。

委員

素朴な質問になりますが、「資料 平成23年度組織図案」の4ページ目を見ますと、神林支所に本庁機能を置くことになっております。まあ、これは地域バランス等色々あって、朝日支所には教育委員会があるわけですが、私はどうしてもそこが理解できないんですよ。

本庁にすべての本庁機能を集めて、支所は説明があったように、地域振興、自治振興室ですとか、非常に素晴らしい考えですので、もっと地域に密着して、いちいち本庁機能を支所に分散するのはいかなものかと最初から思っているのですが、その辺については、何かしら議論は無かったものですか。

組織・職員改革部会長

この庁舎の構造上の問題で、この建物の中に本庁機能の職員を全部抱えきれないという問題がござい

ます。従いまして、分庁せざるを得ないということですが、ただ、山北支所につきましては、21年度で国体課が無くなりますので、本庁機能がなくなります。また、荒川支所にあります、農業委員会事務局についてですが、組織再編計画の中でも少し触れさせていただきましたが、農業委員会については、農政業務と非常に深い繋がりがありますので、他の合併している市でも農政関係の課長と、農業委員会の局長が兼務している事例も何市もございます。そういった意味で、連携を深められるところは連携を深めた方が良いのではないかという考え方をもって、この組織再編の案の中では、農業委員会の局長は本庁に来て、農林水産課長が兼務をし、農地行政と農業行政を密接に連携させるということで、その位の人数であれば、この本庁舎でもなんとか配置が出来る。ただ、今言われたように、すべてを本庁舎に抱え込むというのは構造上出来ないので、分庁もやむを得ないという方針とさせていただきます。

委員

例えばですが、財政の問題もあるでしょうけども、新庁舎を建てるという方針も当初はあったわけですが、例えばこの本庁舎だけでなく、近くにある旧村上中央公民館、確かに老朽化しているというはあるのですが、あるいは情報センターであるとか、旧村上警察署の跡地であるとかというふうになるべく本庁機能を1つにまとめて、支所は支所ですべきことがもっとあると思うので、どうしても私とすれば釈然としなかったもので、構造上の問題であるならばしかたないことですが、質問させていただきました。

組織・職員改革部会長

今、委員が言われたことは、そこまでの深い議論はしておりません。じゃあ、本庁機能を1つに集めるためにどういうかたちが望ましいかというご意見もございましたけども、部会の中ではそこまでの議論は詰めておりませんので、先ほど申し上げたことしか議論には至っておりませんでしたので、こういう回答とさせていただきます。

会長

そうすると、23年度からは、支所に本庁機能があるのは、朝日支所の教育委員会と、神林支所の上下水道関係の2つですね。

組織・職員改革部会長

そうです。

会長

山北支所は当然今年度で国体課が無くなるし、荒川支所も農業委員会の本庁機能は無くなるわけですね。

組織・職員改革部会長

はい。荒川支所の農業委員会の本庁機能につきましては、この本庁舎に移っていただくということです。

会長

そうすると、荒川支所の今ある本庁機能は無くなるわけですね。朝日支所と神林支所だけになると。

組織・職員改革部会長

そうです。

会長

委員、よろしいですか。

委員

はい。

会長

その他、質問ございませんか。

委員

今、お話を聞いている中で、退職者の7割減という話は前々からの話で、それに沿ったかたちで今進んでいるわけですが、もっと基本的考えた時に、今のお話は要は職員サイドだけの話。何人減らしていきます、何人減らしていきます、減らしていくから、こういう組織体制にならなければいけないという前提があるような気がするわけです。

ですけれども、大切なのは職員を減らすのではなくて、職員を減らしていく中で、対住民、住民が主役なんですから、例えば市民の人口が平成23年に何人に減るんだと、職員を7割減らしたんだけど、人口が増えるというシミュレーションであれば、それは逆行するのではないですか。

今、総合計画の策定を並行して動いているというのは、前々からそういう質問があったわけなんです。行政改革で色んな意味で見直しをしていく、支所の機能を云々という話をする時に、当然その地域の平均年齢だとか、今後10年間の人口のシナリオですね、このままいったらどの位になる。総合計画で色んな施策をしていって、非常に良い方向であればこうなる。最悪のケースを考えたらこうなる。という対住民のシミュレーションがあって、その相対するものとして組織・機構の見直しがあってしかるべきだという感覚があるんですけども、そういう人口のシミュレーションの数値というか、そういうものが、この行政改革推進委員会が始まって一度も示されたことがないので、その辺のところを、今こうやって機構改革をしようとしているということは、当然そのようなシミュレーションをしたはずだというふうに私は思いますので、その辺の資料を出していただきたい。というふうに考えますが。

会長

委員のご意見について、いかがでしょうか。

事務局

確かに委員の言われることもあるかと思いますが、まず結論から言いますと、総合計画をつくっている中で、人口のシミュレーションをしております。ですので、そういうご指摘をいただきましたので、次回には提示できるものについては、提示したいと思っております。

それから、合併をして1年経過しましたが、確かに我々も今後のまちづくりを描くのに、この位減っていくという想定しか出来ないというのは描きたくないことではありますけれども、現に、1年間で1,000人、人口が減っております。今後の色々なデータを見ても、それについては色々なかたちで、外からの転入やその他の仕掛けは必要でしょうけれども、大幅にこれから人口減を食い止めて、増加させていくことが難しい段階で、職員についてはまずもって、昨年から何度も言っているとおり、職員の人件費を減らして、合併による住民サービスに向けていきたいんだというものを前提として、合併の計画をつくっ

ており、それは我々としては大事にしたいというところがありますので、職員が減って、これしか出来ないというイメージではなくて、先ほど組織・職員改革の中でも、合併はそのようにして始めましたけども、1番大事にしなければいけないのは地域力、地域の活性化を図るべきだということで、平成23年度には、そういう部署にテコ入れしたいという思いで計画を作ったものでありますので、職員が減って、これしか出来ないというイメージだけではないということをご理解いただきたいと思います。

なお、ご質問の人口シミュレーションの提示については、次回にも出来るようにしたいと思います。ただ、自前の人口想定作り込みというものは出来なくて、例えば一定のルールのもとで、数値を入れて、例えば何々法で算出したというものが基本になるとは思いますけど、それでご提示したいというふうに思っております。

会長

そうすると、次回には人口のシミュレーションのようなものは提示していただけるということですが、委員どうぞ。

委員

提示していただくのは結構なのですが、例えば平均年齢なんていうものは、プログラム1つ組めば、すぐ出来る話ですし、シミュレーションをして積み上げるというその過程が、総合計画と行政改革に密接に絡んでくると思うのですよ。なので、今の話を聞くと、平成23年になったら、その時にもう一度見直しでやればいいのかというような回答に聞こえたのですが、そうではなくてもっと積極的に、地域によっては、実際に平均年齢が65歳を超えているところがあるわけですよ。あるはずなんです。情報管理の課長もいらっしゃいますが、そういったものを毎月出していらっしゃると思うので、各地区の平均年齢なんていうのは簡単に出るんですよ。そのシミュレーションをするのも何々法と言わなくても、自然に生まれてくる子供の数、死ぬ数が、ずっと1人残らず市役所は分かるわけですから、シミュレーションをすることは簡単なんです。そんなものはいとも簡単に出来る、プログラムを組めばすぐ出来るのですから、だからそういうものをきちんとやって、積み上がってきたかたちの中で、じゃあこういうふうになるから、組織はこうしなければいけない、こうしなければいけないんじゃないかという方向を、より具体的に示さなければいけないんじゃないかと思うのですが、なんかこう、職員の7割減ということだけが強調されてしまって、本庁機能もそうですし、地域によっては平均年齢がすごく高く、きちんとケアしていかなければいけないということもあるでしょうし、ある程度平場で、民間がそういうものをある程度担えるところについては、こういうかたちで考えても良いのではないかと、ということも個々具体的に思うのです。そこまで詰められなくても、基本的にはまず人口があって、地方自治法の大基本の人口のシミュレーションがあって、そこから積み上げてこなければいけないと思うんですよ。そうでなければ、その人口が振れることによって、それは当然想定ですから、想定ですから振れることはもちろんなんですけども、振れることによって例えば職員の採用を増やしたり、減らしたり、そうすると過去のやり方と一緒にじゃないかと思うので、より詳しい人口のシミュレーションをまず示して欲しいという要望をいたします。

会長

今の委員の要望については、事務局よろしいですか。

事務局

反論するようで申し訳ないのですが、新市がスタートして、確かに各地区ごとに高齢化について相当

の差があります。

平成23年にそれを見越して、それぞれの地域にまさしく合ったこういうものというものは、先ほど言ったように、協働のまちづくりで、言えば響く地域のかたちを作ったりしていかないと、なかなかそれは出来ないところがありますので、それは当然そこに合った、この会議でも皆さんから言っていたように、誰が主人公なのか忘れてもらっては困るというのはそのとおりだと思いますので、出来るだけそれを支える組織でありたいと思いますが、23年にスタートするのは、まずそこにテコ入れするところの部署からやって、継承していくんだということを示させていただきました。

会長

それを示してもらったわけですが、委員からは要望が出されていますので、可能な限り……。

事務局

人口のものと、例えば、言葉は悪いんですが限界集落というのはどうかたち、それを今のかたちでいけば10年後どうなるというものも私どもの方で分かりますし、そういうのをお示しすると、ちょっと厳しい現状もありますので、当然そういうものを改善していく、テコ入れをしていくという気持ちは大いにあります。

会長

委員、よろしいですか。

委員

分かりました。まあ、前回の会議でも施設を各集落に移譲という話が出てきていますので、今、限界集落の厳しい結果という話でしたけども、そこへ移譲しようとしているわけですので、実際に施設を移譲するという結論を出したわけですから、それはしっかり示してもらわないと、この委員会の中で、はい、分かりましたというのは、私自身としては非常に無責任だと思いますので、是非よろしく願います。

会長

今、委員から言われた人口のシミュレーションのようなものは、可能な限り次回の委員会に出していただいて、それで十分なのか、それでは不十分なのか、それと組織とどういう関係があるのかというのは、審議の中で進めさせていただくということで、委員よろしいですか。

委員

はい。

会長

ありがとうございました。
その他、ご意見ありますか。

委員

「資料 組織再編計画案」の4ページ、総務課の岩船連絡所と上海府連絡所について、「住民票や戸籍関係の交付については、連絡所でのサービスの範囲が限定されており、各支所でサービスが受けられることから取り扱わないこととし、」とありますが、そうすると連絡所で行う業務というのは、どん

な業務を行うのですか。

ある意味では、自動販売機ではないのですが、住民票の転居届だとか、住民票の交付というのは、自動販売機のような格好で、今、住基カードを発行していますが、人が居なくても、届け出を出したり、交付を受けたりすることは可能じゃないかと。かえって、上海府の方が、山北支所に来たり、本庁に来たりというのが大変じゃないかと思うと、そういう連絡所があるのであれば、なるべく人員を割かずに出るような方法があれば良いんじゃないかと思うのですが、今、そういう住民票、戸籍関係を取り扱わないことになったときに、連絡所ではどういうことを行うことになるのでしょうか。

組織・職員改革部会長

現在、連絡所では住民票の交付と、印鑑証明の交付は即時行っております。それから、戸籍の抄本につきましては、本庁からファックスで送信をしております。ただ、戸籍の届出については、死亡届だけで、その他の処理につきましては、本庁・支所に来ていただくかなくてはいけないということになっておりまして、先ほど申し上げましたように、窓口サービスについて、一定の限度があるという現状でございます。

この連絡所については、公民館の職員も分館として入っており、公民館活動の拠点にもなっております。それから地域の支援の体制として、地域行事等との関わりも持っております。そういったところと、もう1つは協働のまちづくり、協働というのは地域によって違いますので、その地域の特徴のある支えとなる役割を担っていただく、これから見出ししていかなければいけない部分もあるかと思いますが、今まで継続してきているものを含めて、そういった拠点の施設としての位置付けをしたいということで考えましたので、「連絡所」という名称が良いのかはなかなか難しいところですが、役割としては、そういう役割を担っていただきたいというのが、こちらで検討しました内容でございます。

委員

今現在は、連絡所でも住民票の発行は受けられたのですか。

組織・職員改革部会長

はい。そうです。

委員

それで戸籍に関しては、本庁からファックスで連絡所に送って、それを受け取るということですか。

組織・職員改革部会長

そうです。

ただし、出生届ですとか、死亡届に伴いまして、例えば保険の手続きが必要になった場合等は、連絡所では出来ませんので、本庁なり、岩船で言えば神林支所にお出かけをいただいて、その後の手続きをしていただくということになっております。

会長

委員、よろしゅうございますか。

その他、どうぞ。

委員

「資料 職員定員適正化計画」の中で、消防職についても、減らしていくというように書いてあり

ますけども、それで、先ほど消防団の業務については消防本部でやっていくということで、これは必要だと思えます。あるいはまた、それをやる以上は出来るだけ権限の持てる庶務係として、この圏域の2,000人以上の消防団員を管轄できるように、その辺も含めて、それと、先ほど委員からも話がありましたが、本庁機能を出来るだけ分散させずに一括にしていくのが当然ということで、構造上の問題もあると思えますけども、ただ、村上市で災害が起きたときの危機管理を考えますと、何かあったときには上下水道というものが何よりも大事な部署になってくると思えます。それらをタイムリーに本庁と神林支所で連絡のとれる、あるいは責任等色々あるかと思えますので、それらにつきましても、23年度に向けた役所内部の体制として充実させていただきたいと思えます。

会長

その他、質問ありますでしょうか。

委員

「資料 組織再編計画案」の2ページ、「2 具体的な改革方針」の下段の「室への移行」のところ、室については、10人～5人、室長（補佐級）を1人置く、職名としての係長は何人いても構わない。係については5人未満、係長1人、他は主査、主任、主事等というかたちで定義案が出ているんですけども、室長が補佐級ということで、今度、支所には係長を置かないと、全部室になるというご説明だったのでんですけども、まず1つは本庁の方で、室長を1人置いて、係長は何人いても構わないということであれば、悪く言うと、室長が1人居て、係長5人でもありなわけですよ、構成にもよるんですけども、その辺の運用がどうなのかというのが一つ、それと、室長と係長、大きくいうと本庁と支所ということにもなるわけですが、室長と係長の決裁区分がよく分からない。今までだと、決裁するときに係長がきて、課長がきて、部長がきてというかたちになるわけですけど、その間に室長が挟まることによって、結局1つクッションが多くなるのかなというのが1つ。

あと、支所の室長と、本庁の室長との決裁の権限自体がどうなるのか、当然予算の付け方がどうなるかによって、大きく変わってくるんですけども、その辺の考え方がもしあれば、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

組織・職員改革部会長

「室」と「係」というのは、一般の市民の方には非常に分かりにくいかたちです。行政側の組織の運用の仕方と言った方がよいのかもしれませんが、今言ったように色々と問題点を抱えています。

先ほど申し上げたように、なぜ室を増やしていくのかということ、これから1人係、2人係というのが多く出そうだと、そこで業務を専門化することよりも、もっと横断的に市民のサービスに添えていくためには、縦割りという弊害を無くしていかなければならないという意味で、2つの係を1つにするために、もっとグループを大きくするというのが、この趣旨であります。

今言われたような決裁区分がどういうかたちが良いのか、という議論は部会ではしておりません。権限の問題、予算配当の問題、それから先ほど申し上げましたように、協働のまちづくりを進めていくためには、出来るだけ支所で完結したいというふうに、私たちも望んでおります。本庁でまた協議をして、予算執行をするということが無いように、出来るだけそういう地域に関わる予算につきましても、支所で完結したい。そのために、じゃあ室長にどういった権限を与えるかというのは、実はこれからの議論になる話でありまして、そこまで先行したかたちで部会では、細かく議論は出来ておりません。この組織の姿が見えてきて、そして明らかにこのかたちで進もうという中で、じゃあ権限をどうするのか、業務の割り振りをどうしていくのか、という細かい部分を整理していく必要があると思えますので、今の質問については、ちょっと具体的に答えられないといいますが、議論がそこまで至ってなかったとい

うことであります。

会長

そうしますと、この委員会としては、今委員が言われたようなことをはっきりさせていただきたいという答申になってしまうのですか。

今言われたことがはっきりしていないということであれば、分からないわけだから、それを明確にしてくださいというのが答申になってしまいます。

先走った話ですが、この委員会で答申を出すときには今の答えでは足りないわけです。

事務局

言われる部分もあるかと思います。例えば、提案で組織・職員改革部会長が言われたように、本庁に自治振興課、支所には自治振興室を設けて、それぞれの地域の課題はそれぞれで処理したいと思っていると、ということで、これから色々肉付けをしていく中で、そういうものこそ本庁の決裁は要らなくて、支所で完結すべきだというようなことは、意見として、我々も思っていますが、委員会の意見として答申をいただくということは大いに結構だと思いますし、そうしていかなければ今までと変わらないことになるので、地域を掘り起こす拠点の、新しい仕組みとしては上手く機能しないというふうに思っています。

会長

係長が何人いても構わないということで、それで決裁が上手く動くのかなと思うと、室長に聞かないと駄目だと、いや本庁の室長にも聞かないと駄目だと、ということでハンコばかり必要になると同じことばかり繰り返しているの、それは避けてもらいたいというのが、行革大綱の時の提言でもございました。

委員

先ほども言いましたが、自治の基本というのは地域自己完結型なんです。何かあって近くにいけば、そこから積み上がっていくわけです。それが、仮に今言ったような決裁の区分をとるとなれば、じゃあ協働のまちづくりとか、自治振興課の役割がどうなるのかという、大変大きな問題がありますので、やはり、自治の基盤と言うのは、自己完結なんだというところから考えていけば、協働のまちづくりにしても、かなりスムーズに協力し合えるところはなっていくんじゃないかと思っております。

会長

それでしたら部会長、今の件について踏み込んでいないと、これからだということでしたが、私どもが答申書を作るのは10月末なんです、それに向けてこれから、11回まで委員会を行っていきましても、それまでに、これについてはハッキリしましたというのがあったら、その段階で、この委員会に資料として提出いただくというのは可能でしょうか。

組織・職員改革部会長

これから、私どもが部会を開いて検討するということは、やぶさかではございません。具体的にこういった点についてということで、私どもも組織全般のことを協議していますので、見落としている部分や、いたらない点もあろうかと思っておりますので、これについてということであれば、部会に持ち帰って、審議をする機会を設けたいと思います。

会長

今、お二人の委員からご意見が出されましたけども、やっぱり私たちが答申を出す時に、こういうふうにしてくださいという要望だけするというのであれば、この委員会をする活力にならないということにもなりますので、可能であるならば、今、出された決裁のことだとか、本庁の室長と支所の室長がどうなるかということが、もし、こうなんですということがはっきりした時点で、この委員会に資料として出していただきたいと、お願いしてよろしいですか。

組織・職員改革部会長

はい。

会長

そういうことでよろしいでしょうか。

委員

はい。

会長

その他、質問ございますか。

無ければ、次に進ませていただいてよろしいですか。

委員

はい。

会長

ありがとうございます。

それでは、次に財政改革について、部会長よろしく願いいたします。

財政改革部会長

それでは、財政改革についてですが、「資料 行政改革大綱前期実施計画案」の6ページから11項目ございます。【現状と課題】、【改革内容】、【改革スケジュール】の要点について、説明をさせていただきます。

6ページ、「1 財政指標・補助事業等の情報公表」とありますが、これは地方公共団体財政健全化法の施行によりまして、実質公債費比率や将来負担比率の公表が義務付けされたということでございますが、単に数値を公表するだけではなくて、市民に分かりやすい工夫をしていくと、また、義務化された以外の情報にも拡大をして、市民の理解、関心を深めていただくようにしなければならないということで、取組内容につきましては、「わかりやすい公表方法の調査・研究」をしていきたいということ、また「補助事業の内容、金額、効果等」について、毎年度公表をしていきたいということでありまして、それから「公表項目の拡大」をしていくための調査、検討をしていきたい。また、情報量が膨大なものは「ホームページでの公表のほか、市役所や支所で印刷物を閲覧できる体制」を整備していきたいということでありまして。

次に7ページ、「2 歳入改革」の一番目、「1 市税の収納率向上の取り組み」でございますが、平成20年度の決算、収納率の状況が出ております。市税の現年度分が97.95%、滞納繰越分が39.76%、それから国民健康保険税の現年度分が91.41%、滞納繰越分が24.28%ということで、

これは合併後初めての決算ということになりますが、滞納繰越分については、合併時の打ち切り決算、3月31日で決算が打ち切りになっているために、非常に高い水準の収納率になっております。しかしながら、不況の影響を受けまして、滞納に繋がるケースも増えつつあるということでもあります。

また、国民健康保険税につきましては、平成20年度から75才以上の方を対象とした後期高齢者医療制度が始まりまして、そちらに収納率の高い層が移行したということがありまして、こちらについては全国的な話なんですけど、収納率の低下が目立ってきているという状況であります。

その中での取組内容でございますが、「口座振替制度の啓発・促進」を継続して実施していきたいということ、それから「口座振替の再振替」、これについては21年度の4月から開始をしてございます。それから「市県民税の特別徴収の促進」ということで、事業所への働きかけをしながら、特別徴収の促進を図っていく。それから「コンビニ収納等の検討・実施」ということで、収納機会を拡大する意味で、コンビニエンスストアで収納が出来るように、調査・検討・実施をしていきたい。それから「新潟県地方税徴収機構の活用」でございますが、これも今年度の4月に設立をしまして、県と市町村が共同で、いわゆる滞納整理を強化するための組織を作って活用していくものです。それから「収納推進員の活用」ということで、分納の集金ですとか、特別徴収や口座振替の促進に協力していただくという内容でございます。

数値の目標ですが、現年度分については、とにかく平成20年度を上回ることを目標にしながら、着実に数値を伸ばしていくということなんです。それから滞納繰越分で20%。これは県下でも20%というのは上位になりますので、20%をキープ出来るように、目標としたものであります。

次に8ページ、「2 使用料・手数料の見直し」ですが、手数料については、合併後すべて統一がされました。使用料については、旧市町村単独の施設は基本的に現行のままであり、また共通する公民館や体育館等につきましては、面積等を基準にして設定がされているということでもありますので、ここに掛かる経費、維持管理費を含めた中で、もう一度見直しをすべきでないかということで、取組内容に「庁内検討組織の設置」をしまして、その中で、使用料・手数料・コストの算定等を、基準を策定しながら、4年に1回は見直しをしていきたい。また、減免の取扱いとして、学生や障害者の方について減免をしておりますが、これらについても再度見直しをしていく必要があるという内容です。

次に9ページ、「3 広告収入増の取り組み」ということで、近年、市町村におきましては、自主財源の確保ということで、有料広告等の取り組みがされております。本市におきましては、「ごみ収集カレンダー」のみ有料広告を掲載してございます。それについて、様々な広告媒体を利用した取り組みが出来ないかということで、新たな財源を確保する必要性からも取り組みたいということで、取組内容につきましても、「ごみ収集カレンダー」は当然継続したうえで、「広告媒体等の調査研究」を幅広くやっていく。その中で、新規に出来る広告媒体についてはやっていく。それから「未利用市有地を広告看板設置に貸し出し」なんかもやっていこうと。それから、その他の広告媒体についても併せて検討していこうということでございます。

次に10ページの「4 遊休資産の処分」であります。旧5市町村から新市に引き継がれた資産がかなりございますが、今後につきましては、「より積極的な有効活用(処分・貸付)」を進めていかなければならないという中での取り組みでございます。「財産台帳の再整備」につきましては21年度にすでに実施してございます。紙ベースからデータベースに読み込み済みであります。また、併せて「公有財産の取扱い方針・基準の策定」も実施してございます。その財産台帳の中で「遊休資産の調査」を実施して、有効活用が出来るものを検討して、「売却処分の実施」を行っていきましようというものです。かなりある中での売却数値目標ですが、可能な遊休資産の中で、24年度には10%を目標にしながら、売却の目標を立ててやっていくということでもあります。

次に11ページ、「5 都市計画税の課税区域等の見直し」でございます。現在都市計画区域に指定されているのは、村上区域と荒川区域の2つが存在しています。その中で課税区域とされているのが、村

上区域の一部の区域であります。それが合併時の事務事業調整の中では、3年間は現行のままで、その間に課税区域等の見直しをしていきたいと思いますというのが、現在の課題点となっています。

取組内容でございますが、「都市計画区域の再編」を行っております。併せて「都市計画マスタープラン策定」を行っております。また、今年度から来年度に向けて「農業振興地域の見直し」、「用途地域の見直し」も行われる予定であります。併せて「都市計画事業の見直し」も22年度までに終わらせていきたいということで、最終的には「都市計画税の課税区域等の見直し」についても、今年度と来年度で見直しをして、23年度から実施をしていきたいという計画であります。

次に12ページ、「3 歳出改革」の一番目、「1 補助金・負担金の見直し」であります。補助金につきましては、昨年度からすべての補助金について検証を終えています。併せて負担金の見直しを行っていく必要があるのではないかとという取組内容となっています。まず補助金については、「個別の補助金交付要綱の制定」を21年度に行って、歳出改革とダブりますが、「補助事業の内容、金額、効果等の公表」を来年度から実施していこうと。それから負担金の見直しですが、かたちだけのもの、必要性があるか等含めまして見直しをしていこうということで、また、「検証する制度の構築」をしていきたいということで、補助金等の効果等について、市民が参加・参入された中での検証制度を作ったらどうかということで、計画に載せています。

次に13ページ、「2 委託料の見直し」でございます。委託する業務については、専門的な業務が多いために、適正な価格設定になっているかどうか、ということがあるわけですので、これら委託料を対象にした積算の根拠等の点検をしたり、また、経費の節減、業務の効率化に向けた検討・実施をすべきという計画になっています。

次に14ページ、「3 使用料・賃借料の見直し」であります。使用料・賃借料については、予算上では500件ほど見込まれておりますが、特に多いのが公用車とパソコンでございます。これらの必要台数の精査、また経費の比較検討が必要ではないかということでの取組内容となっています。「必要台数の調査」、「購入経費の比較検討・実施」ということでございます。

次に15ページ、「4 公営企業の民間委託の検討」であります。現在、上水道事業に当たりましては、1つの事業体として事業運営をしておりますが、施設が32あり、一部民間委託をしておりますけども、これらについて、もう少し効率的・効果的なやり方を検討していこうということで、取組内容につきましては、「村上浄水場の包括した民間委託の検討・実施」ということで、いわゆる運転管理とか電気、機械の設備と補修管理業務を包括して委託したらどうかということです。それから「効率的な業務委託の検討・実施」ということで、32施設があるわけですけども、同一の業務を一括して委託できないものかということの検討・実施でございます。

最後に16ページ、「5 新たな補助制度の創設」でございますが、「市民協働のまちづくりを推進する観点から、まちづくりや地域の自主的な活動を行う市民や民間団体に対して、」新たな補助制度を作りまして、元気なまちづくりを支える仕組みづくりが必要でないかというようなことで、取組内容としましては「産業等活性化支援補助制度の創設」ということで、これについては21年度に創設をして、実際にスタートしております。それから「地域づくり支援補助制度の創設」ですが、これはグループやNPOといった団体が、地域づくりを行う場合に支援する公募型の制度を想定しております。3つ目の「地域コミュニティ活動助成金制度の創設」については、地域の人材や資源などを活用した、地域単位のみまちづくりに対して助成する制度ということで、23年度の実施を予定してございます。先ほど組織のところでも出てきておりますが、23年度からは自治振興課、自治振興室を設置する予定ということで、整合性をとった計画でございます。

以上であります。

会長

ありがとうございました。

ただいまの財政改革について、ご質問ある方はいらっしゃいますか。

委員

7ページの歳入改革についてですが、「1 市税の収納率向上の取り組み」ということですが、口座振替制度の活用、口座振替の再振り替えは実際やっているということなんですけども、コンビニエンスストアでの収納等の新たな収納方法についてですが、この他に、今、自治体で色々論議されております、クレジットカードの検討はされましたでしょうか。というのは、結局コンビニエンスストアで収納したとしても、納めに行かないと入ってこないわけです。要は、口座振替を何故推奨するかというと、黙っていても引き落とすからなんですよ。クレジットカードも同じように、しかもカード会社によって収納日が若干ずれますので、収納率が改善するんじゃないかと思われまして。そのことについてどうでしょうか。

財政改革部会長

説明不足ですみませんでした。「コンビニ収納等」ということで、これはコンビニエンスストアだけではなくて、クレジットカードも含めて、収納機会を拡大していこうということで、併せて調査・検討をする予定であります。目標としては23年度ということになります。

会長

ありがとうございました。

委員、よろしいですか。

委員

はい。

会長

その他、ございませんでしょうか。

委員

別段、注文はないのですが、協働のまちづくりという視点から、非常に前進的な財政改革、特に16ページの「5 新たな補助制度の創設」、やはり活力ある地域に生まれ変わるということではないのんですけども、自治を高めるという点から、非常にこの辺が重点になってくると思います。

やはり、やる気のある集落にとっては、どんどん行政が介入ではないですが、一緒に考えて、こういった制度を充実させて、その中に組み込んで活力を生み出していくと、1つの集落が元気になることによって、その波及効果というものはすごく出ていくと思うのですよ。そんなことで、この新たな補助制度の創設には非常に期待しております。

また、自治振興課についても、役所で待っているのではなくて、むしろ地域の中に入って行って、役所にいっても誰もいないような、常にどこかの地域に行っているというようなイメージで捉えたいと思っています。非常に期待しておりますので、また内容についてはお聞かせいただければありがたいと思っています。

会長

今の件について、事務局に聞いておきたいことはありますか。

委員

いえ、今の件については期待しているということです。

ただ、もう1つ言えば、補助金制度については、以前の委員会でも言いましたが、出来るだけ公開制度をとって、どういうところにどんな補助金を出すんだと、ついては、優先順位をつけて、必要なかどうかを含めながら、出来るだけ新たな地域活動に対して、その財源が向けられるようなシステムになれば、もっと良いんじゃないかと感じます。

事務局

補助金の公表ですけども、先ほど21年度にすでに補助の新しい基準等を作ったという話は、これまでも申し上げました。その中に、補助については、その金額、内容等について公表していくということを基準に設けましたので、次年度以降は公表していくという仕組みはすでに作りました。

委員

併せて、その審査基準のところに市民も参画出来るようなシステムができればという気持ちがありますので、よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

その他、ご質問ございませんか。

委員

8ページの「2 使用料・手数料の見直し」ですが、基本的にはこの考え方でよろしいかと思えますけども、料金を見直しを定期的に4年に1回していくという、「4年に1回」というのは、なにか法律で定められているようなものなのかということと、専門の検討組織を庁内に設置するというふうにありますけども、現在もそうですし、将来的に指定管理を見込んでいるところが、前回の施設改革のところでもかなりあったかと思いますが、基本的には公募で指定管理を受けるというスタンスになるのでしょうか、実際に運営している組織の、運営者側に立った適正な使用料というようなものへの配慮というのが、こういう検討組織に活かされるような体制になっているのかという、この2点についてお願いします。

財政改革部会長

4年に1回の見直しという規定は、法的なものはございませんが、前期・後期の計画がありますので、前期が終わる時に、後期に対して見直しをしていこうかというような考えでございます。

それから、運営者側について踏み込んだ検討組織はどうあればいいのか、というところまで踏み込んだかたちの検討までは、すみませんがしておりません。

委員

ちょっと付け加えますと、色んな団体が指定管理を受けようとする、今までの使用料、手数料の流れの中で、結構まちまちな部分もあるんじゃないかと、それで同じような施設を活用する際に、あっちとこっちではかなり内容が違っているようでは、市のものを活用するという観点からすると、どこか中

央でコントロールするというか、統制をとる部分があってよろしいのではないかという想いがあったものですから、出来れば検討をする際に、運営者側に立った配慮がなされるような検討組織にさせていただければありがたいと思います。

事務局

前回も、指定管理について、今後いっぱい出していきたいという話をしたときに、色々ご質問いただきました。使用料・手数料等に絡めて、部会長からも色んな施設が1つになって、ちょっとアンバランスな部分も見えるので、その整理はということなんですが、指定管理に出して、指定管理者が市に代わって使用料をいただいたりするときには、必ず条例で定めたものの範囲でそれをいただくということで、それを超えて徴収することは出来ません。ですので、指定管理を出す中で整理をしていく、または、前回も申しあげましたように、条例の使用料を見直して設定するときに、上限をいくらにするとか幅を持たせたようなかたちで、そこで工面が出来て、色んなパターンでご提案できるものもあるかとは思いますが、基本的には条例で定めたものしかいただけないということがございますので、その管理を受けた人たちが、言葉は悪いですが、好き勝手に決めるということは出来ません。その辺を、提案する行政側がまずしっかりしておかないと、上手く機能しないという恐れが十分ありますので、指定管理に出すまでには、色々整理していかなければならないと思っております。

委員

そういうこと的前提の上に立ったことと、私も受け止めております。むげに高くするとか、むげに低くするとかということではなくて、そういうルールが大事なのだらうと、その時に、色んなそういった配慮をそれぞれが持って議論する組織にさせていただきたいと思っております。

会長

その他、ご質問ございますか。

委員

色々な財政改革があるわけですが、これの数値が出てくると良いかと思うのですが、以前、人件費等予算の資料はいただいているわけですが、財政改革が行われてこれだけ改善しますよというものが、当然これから数年が経てば合併したことによる補助金が減っていくわけですから、その分をどういうふうに補って、人口が減っていく中で税収の加減がこうなっていくという、非常に見えにくい話なんですけど、だからこれだけの規模なんだというものがある程度分かってくれば、もっとこの部分についても見えてくるような気がするので、財政改革をするのであれば、ざっくばらんでも良いので出していただいて、今この改革の部分をやってますよとなれば、例えば、広告収入の話の中で、30万円、40万円という話自体は非常に良いのですが、その30万円、40万円という額が、はたして全体の0.0何%なのだろうということも気になりますので、もっと大きな数字が出てくると、これも見やすいのかと思いますので、是非、もしあったら出していただければと思います。

会長

それでは財政改革部会長、今の委員の要望につきましても、可能な限り、これからの委員会の中で出していただけますか。

財政改革部会長

はい。今、総合計画を策定中ですので、それとの整合性もあるかと思っておりますので、可能な限り。

会長

よろしくお願ひいたします。

委員

7ページの、「収納率向上のポイントとして、徴収体制の強化」とありますが、23年度の組織図を見ますと、収納対策室ということで、それなりの人数を揃えられるのですが、【改革内容】の最後に「収納推進員による効率的、効果的な収納活動を推進します。」とありますが、この収納推進員というのは例えばどなたが行うものですか。

財政改革部会長

この収納推進員については、現在5名ほどおります。

主に分納者、つまり分割して税金を納める方、そして、市役所や支所まで来られない方もおりますので、そういった方については集金に行ったり、また、口座振替の促進をしたり、事業所を回って、特別徴収にさせていただけるような取り組みをしたり、金融機関への手続きを協力してもらったり、そういった仕事を、収納推進員、いわゆる囑託員として協力をお願いしていただいていると、こういった方に、今後更に、口座振替の促進だとか、特別徴収の促進について、協力していただくという計画です。

会長

この人は滞納者のところに行って、税金を納めてくれと催促する人ではないのですか。

財政改革部会長

そういったこともあります。いつまでに税金を納めると約束をしても、その日になっても納めないような人については催促をしたりする場合があります。

会長

その収納推進員と、その上に書いてある「平成21年4月に設立した県と市町村が共同で滞納整理を行う徴収機構」との関連というのはあるのですか。

財政改革部会長

徴収機構については、今年度から出来たわけですが、これはいわゆる滞納者について、大口の滞納者、悪質な滞納者、滞納の常連者といった人について、主に滞納整理をするために、県と市町村が協力をして、お互いに滞納整理を図るという機構です。

会長

収納推進員も滞納者のところに行くわけですね。

財政改革部会長

徴収機構については、収納推進員とはまったく別です。

滞納者の中でも特になかなか市町村では手に負えないような人について、県の力も借りながら、共同で滞納整理をしていくというのが、この徴収機構の狙いです。

会長

大口というのは、会社のことをいうのですか。

財政改革部会長

個人でも、滞納額が大きいなど色々ありますので、個人・法人を問わずです。

会長

分かりました。

その他、無ければ次の行政サービス改革に移ってよろしいですか。

委員

はい。

会長

それでは、行政サービスについて、部会長よろしくお願いします。

行政サービス改革部会長

はい。私ども行政サービス改革部会で担当しましたのは、「資料 行政改革大綱前期実施計画案」のページ数でいきますと、17ページから23ページの7項目と、31ページから35ページまでの協働のまちづくりについてです。最初にこの部分を説明させていただきたいと思います。

まず、17ページをご覧いただきたいと思いますが、「1 窓口改革」の一番目、「1 接遇マナーの向上」について、【現状と課題】につきましてはここに記載させていただきましたように、接遇は、行政サービスを行う上で、最も基本になることであり、【改革内容】では、「接遇マニュアル」を作成し、全職員に徹底を図るとともに、研修はもちろんでありますが、職員の自己評価を行って、更に市民からの接遇に対する「市民アンケート」を実施すべきでないかということで、【改革スケジュール】では、「接遇マニュアルの作成」から、「接遇に対しての市民アンケートの実施」までの5項目を設定させていただきました。

なお、この市民アンケートの参考ですが、三条市で平成17年に実施した例がございます。その中身を見ますと、市民が考えている接遇マナー、例えば接客態度についての市民の考えと職員の考えについて、一例を挙げますと、「挨拶がない」ということでは、市民の35%以上が職員の挨拶が足りないという捉え方をしている、逆に職員側では、挨拶が足りないという結果になっております。あるいは「態度が横柄である」ということでは、市民は半数以上の56.7%が横柄であると考えているのに、職員自身では26.8%というように、市民側と職員側で倍以上の差があるということになっていて、具体的な中身はこれから検討していきますが、是非アンケートをとって、市民の目線に立った、接遇マナーを取り入れるべきでないかということでもあります。

その下のところに、「市民アンケート満足度調査の数値目標」というのがありますが、数値目標として80%として設定をさせていただいております。この数値については根拠は無いのですが、せめて10人のうち、8人の方に、市役所あるいは窓口に来て満足していただけるということを当面の目標にしていきたいという単純な目標でございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に18ページ、「2 窓口の総合化」であります。市民にとって利用しやすい窓口、特に高齢者もどんどん増えておりますし、あるいは体の不自由な方も、市役所あるいは支所に行って、安心してサービスを受けられるということが、今後ますます重要になってまいります。そのための環境設備、あるいは効率的な窓口体制の整備ということから、出来るだけ「ワンストップサービス」の実現を目指そうと、あるいは高齢者の方々のことを考えて、ローカウンターの設置など、4項目を記載いたしました。

次に19ページ、「3 窓口サービスの充実」であります。これらについては、すでに実施している窓口時間の延長、あるいは年末窓口の開設等について、各支所や本庁ごとに地域性等がありますので、

一律でなくても、地域に合った利用しやすい制度となるように検証していくべきであるということで、役所の時間外におけるサービスの1つとしては、先ほどの話にもありました「住民票、各種税証明等自動交付機の設置」や「市税等のコンビニ収納」ということについても、検討した上で、是非実施していきたいということで、ここでは3項目について設定させていただきました。

次の20ページ、21ページの「2 電子自治体化改革」につきましては、申し訳ありませんが、行政サービス改革副部長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

行政サービス改革副部長

それでは20ページをご覧くださいと思いますが、「1 行政情報の電子化、総合的利用の推進」であります。まず【現状と課題】では、合併により電算システムを統合し、情報基盤は整備されましたが、外に向けた行政情報の電子化に課題があるとし、【改革スケジュール】では、市民にとっては利便性を高め、また事務処理の簡素化、効率化に向けて、「電子申請システムの導入」、「施設予約システムの導入」、「財務会計システムの電子決裁の導入」、「文書管理システムの導入」という4項目を設定いたしました。

次に21ページをご覧ください。「2 利用しやすい情報通信技術の環境整備」であります。

【現状と課題】では、インターネット環境は順次整備が進められており、携帯電話の不感地域もほぼ解消され、今後は、市民の8割の方が所有し、一番身近で便利な携帯電話を利用した情報発信の仕組みづくりを目指すことを重点としまして、【改革スケジュール】におきましては、「携帯電話用の市ホームページの充実」、「むらかみ情報ねっとの更なる周知・普及」、「携帯電話を活用した新たな情報発信」、「観光案内情報システムの構築」、この4つの項目を設定しました。特に「むらかみ情報ねっと」につきましては、現在加入者が8,000人を超えており、今後は20,000人を目標として、更なる周知・普及を目指したいということでもあります。

以上、「2 電子自治体化改革」の2項目について説明させていただきました。

行政サービス改革部長

引き続き、22ページから説明させていただきます。

22ページ「1 事務事業の見直し」であります。これにつきましては、合併前から実施されてきた各地区、各地域の特色ある事業というものがああります。これらの事業を考慮していくことはもちろんであります。すべての事務・事業について、常にその目的・効果を検証しながら、本当に市が担うべき事業かどうかという観点に立って、また、今進めております総合計画との整合性も保ちながら進めていく必要があります。そのためには事務事業の改革実行表を作成し、外部評価もいただきながら、整理・統合を推進することとして、【改革スケジュール】につきましては、ここに記載の3項目を設定させていただきました。

次に、23ページ「2 事務手続きの短縮化」でございます。電子決裁の導入による短縮化につきましては、4つの支所を有する本市にとって、合併前からの課題でもありました。また、行政手続きの簡素化、迅速化など、市民サービスの向上と、これから、国県の権限移譲に伴って、非常に事務が増えてくると思われるため、その受け入れを推進する必要があるということで、【改革スケジュール】では、2項目を設定させていただきました。

次に31ページをご覧くださいと思いますが、以下「市民協働のまちづくりの推進」についてであります。後ほど、「資料 市民協働のまちづくり指針案」でも説明させていただきますが、その指針案に示してある内容が、そのまま改革内容となっておりますので、重複しておりますがご理解いただきたいと思ひます。

まず、31ページ「1 市民との協働によるまちづくりの推進」の一番目、「1 協働意識の醸成」であ

りますが、合併後の本市につきましては、県内一の面積と、大小270を超える集落・町内を有しております。また各地域が様々な歴史や文化を活かしたまちづくりを進めていくことが、今まで以上に求められてまいります。

このため、「各地域が真に必要としている課題に対応し、特色ある地域づくりを行っていくための仕組みとして」、何度も申し上げておりますが、市民と行政が補完し合い、協力し合い、対等な立場で取り組んでいくということを基本に、市民協働のまちづくりを進めるための「市民協働のまちづくり指針」を作成することとしまして、市民・職員一人ひとりの協働意識の醸成を図ることが必要であるということで、【改革スケジュール】では、説明会や研修会の開催など、記載の5項目を設定させていただきました。後ほど、「資料 市民協働のまちづくり指針案」でも説明させていただきます。

次に32ページ「1 情報の共有化の推進」であります。より積極的な情報の公開と、なによりも市民が分かりやすく、そして一人ひとりにまで伝わりやすい情報の提供、そして、地域活動等の紹介が必要になってくるということで、【改革スケジュール】では、5つの項目を設定させていただきました。

次に33ページ「2 まちづくりへ参加・参画しやすい仕組みづくりの構築」であります。まちづくりに対する支援体制、あるいは先ほども話に出ました助成制度などを早急に整備することが必要であるということで、【改革内容】では、既存の制度である「市政提案」や「市政懇談会」、あるいは行政案を公表し、その案に対して広く市民から情報・意見等を提供していただく機会を設け、それに基づいて、行政が最終的な決定を行う「パブリックコメント制度」を検討・導入していこうということです。

そして、最終的になによりも基本となるのが、先ほども出てきましたが職員一人ひとりも地域に帰ったら地域の一員だという意識で、地域活動を積極的に進めていく必要があるということで、記載している4項目を設定させていただきました。

次に34ページ「1 協働のまちづくりの支援制度の整備」であります。ここでは地域ごとに様々な歴史・文化を継承しながら、各地域の特色を活かした魅力ある地域をつくっていくことを基本に、補助制度や助成制度の整備や、まちづくりのリーダーとなる団体、人材の育成ということで、3項目を設定させていただきました。

次に35ページ「2 協働のまちづくりの支援体制の整備」ということで、先ほども出てまいりましたが、組織体制として、「平成23年4月1日から、本庁には自治振興課、各支所に自治振興室を設置」して、地域課題に対応できる一定の権限・予算を持たせる体制を整備すべきであるということで、記載の3項目を設定させていただきました。

以上、簡単ではありますが、実施計画についての説明とさせていただきます。

次に、「資料 市民協働のまちづくり指針案」につきまして、引き続き説明をさせていただきます。

目次にありますように、「〔1〕協働 ~ 求められる背景と意義」として、1ページ目から「協働とは」、「市民協働の現状と課題」、「今、なぜ市民協働のまちづくりが必要なのか」、「市民協働の基本的な考え方」、「市民協働の効果」として記載しております。

また、10ページからは「〔2〕協働を推進するために」ということで、先ほど申し上げました行政改革大綱前期実施計画の内容をもう少し詳しく記載したものであります。そのため、重複する部分が多く出てきますので、出来るだけ簡単に説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。ここでは、協働の意義として、「協働」と聞くと全く新しいことを始めようと思う方もいるかと思いますが、そうではなく、今まで各地域、あるいは集落・町内の行事も含めて、それぞれの地域で特色ある、また魅力あるまちづくりをしていくということで、今までやってきたことを見直して、市民と行政が対等な立場で考えていこうという手段、手法であるということを理解していただきたいということを記載しております。

2ページから5ページにつきましては、この市民協働のまちづくりの原動力というものは、そこに住んでいる一人ひとりの郷土愛や地域への想いが基本になるということを書いております。私なりに解釈

していることでは、個人が元気になれば、その集落・地域が元気になる。集落・地域が元気になれば、その地区や市が元気になっていく。ということに繋がるのではないかとすることを基本に考えております。

更に、ここでは1年前に実施しました市民アンケートの結果を記載しまして、特にまちづくりを進めるためには、PRと啓発活動が必要であるということと、先ほども申し上げましたように、職員の意識改革、職員も地域の一員なんだということを記載してございます。

そして、何よりもまちづくりを進めていくためには情報の公開、行政が持っている情報を徹底して、市民・地域に公開していくことが不可欠だということに記載したものであります。

6ページでは、なぜ、今「協働のまちづくり」という手法が必要なのか、7ページ、8ページでは、協働を進めるための6つの基本原則、市民と行政との協働の領域、役割というものを記載してあります。また、9ページでは協働の効果、10ページからは先ほど説明しました、前期実施計画の内容を項目ごとに記載してございます。この内容につきましては、重複しますので、割愛させていただきたいと思っております。

なお、行政サービス改革部会では、協働のまちづくりの指針については、基本的に今日お示した内容で考えておりますが、この「資料 市民協働のまちづくり指針案」の内容を出来るだけ簡潔にして、市民がもっと理解しやすいパンフレットを作成して、それを周知することで協働意識の啓発を行っていく必要があると申し合わせた次第でございます。

以上、行政サービス改革部会の説明とさせていただきます。

会長

ありがとうございました。それでは行政サービス改革関係について、ご質問はありませんか。

委員

17ページの「1 待遇マナーの向上」ですが、23年度に市民アンケート「満足度調査」の数値目標を漠然と80%にするという説明でしたが、今、どういう状況なのかをまず把握することも大事なのではないかと思います。三条市の例も先ほど説明ありましたが、当市の住民としては、どうなのかと今の状況をまず確認しないと、80%という目標設定が果たして妥当なのかどうなのかと思います。

それと「5 市民協働のまちづくりの推進」の関係ですが、職員の地域活動への参加は、先ほど4ページの人材育成のところでも出てきましたが、職員の意識改革は、よく分かるんですが、難しいところで、じゃあどう意識改革がなされたのかどうなのかという、言わば検証・評価をどう進めるのか。意識改革がどう進んだのかの判断を、どうするのかということ。

それから、これは私の日常的な雑駁な感想ですが、おそらく職員の方の意識からすると勤務時間内における業務と、それをはずれたときの私生活の部分では、何か……。地域と、そこまで関わろうとすると、かなり大変なことを逆に強いているんじゃないかという感じもして。職員の方の意識をそこへ向けていくということは、相当、何か明確なものを持ってしないと、かなり難しいものがあるのかなと思いますので、ここは言うのは簡単なのですが、実際に行うとなると相当……。難しいからやめろという意味ではないですけども、そこら辺のことを具体的に進めていく方法を今一度ハッキリ持たれたほうがいいんじゃないかと思います。

行政サービス改革部会長

1点目の80%について、じゃあ今何%だから目標を80%にしたというのではなく、残念ながら、これは合併前の旧市町村ごとでもありませんでした。それで先ほど申し上げましたが、来られた方、せめて10人のうち8人位は満足していただかないと、合格点はやれないんでないかというようなことで

単純なことであります。

それから地域活動の件ですが、職員が積極的に参加していく具体的方法ということになってこようかと思いますが、なかなか今までも、実は、市長からあるいは各支所でも色々8月になるとお盆行事があるとか、休みの期間に地域行事に積極的に参加するように、地域の一人として頑張るようにという指示は出すんですが、なかなか、職務以外ということで、残念ながらそういう考えでいる職員もいます。

例えば一例なんです、私は、旧山北町出身なんです、過疎化が一番進んでいます。そんな中で集落と集落の距離が非常に遠いということで、集落をとにかく元気にしようということで、約七十何人の職員がいるんですが、集落担当職員制度というのを設けました。例えば、私はA集落担当、できるだけ自分の出身集落、住んでいる集落の担当、斎藤総務課長であれば、北中集落担当。それぞれ分担させた。集落には色んな計画とか行事がありますが、それについて旧山北町が関わる部分は、事務的なことも含めて補助していこうと。あまりおせっかいし過ぎは困りますが、縁の下の力持ち的に手伝いをしていこうというようなことで、これは合併してからも続いています。止めましたとは聞いていないので。若い職員や大きな集落だと2人体制をとるとか、必ず職員1人は集落に関わりを持っていこうということ。特にうちの方は平成元年から「魅力ある集落づくり事業」ということで、集落ごとの歴史や文化を皆で勉強し合おうと、そして、例えばここには炭焼き名人がいるとか、ものづくりのおばあさんがいるとか、集落のそういう人も含めて見直していこうと。ちょっと脱線しましたが、そういうかたちが取れば良いかなと個人的には思っています。

委員が言われるような、何かいい方法があればなあとは思っていますが、回答にはなりません。

委員

もちろん現職の職員さんには、相当の意識付けが必要だというのはもちろんなんですけど、何か良い方法があればということなので、次回まで考えて来たいと思いますが、もう1つ、ここには書き込めないとは思いますが、退職される職員の方が相当いるわけですよ。この方々は、地域社会においては、まだまだ重要な人材であるはずなので、そういった退職された職員の方の地域活動への参加というのは私はむしろ大いに期待したいところでありまして、おそらく書き込めないと思いますが、意識のなかに是非置いておいていただければありがたいと思います。

会長

このことは、検討したわけではないですね。いずれ、行革委員会からの意見として出るかもしれませんが。その他、何か質問はありませんか。

委員

今のお話のなかで、私が常々考えて思っているのは、やはり各集落にかなりの権限を与えるべきだと思ってるんですよ。例えば各集落の課題・問題があれば、議案を議会にかける前に集落に相談に行って、集落のほうの意見もある程度、通さないと、議会にはかけられないよというぐらいのことをこれから目指して、集落を充実させていく必要があり、それで初めて協働のまちづくりというようなところにいけるのかなと、これはぼんやりですけど、そんなことを思っています。

それと同時に、行政としてよく、まちづくりという言葉が出てくるのですが、どんな捉え方をしているのかなといつも思っているのですが、どんな捉え方をしていますか。

行政サービス改革部会長

部会としては、実はそこまで議論の機会は、なかったのですが、ある程度、集落の権限ということもありますので、私のほうからは、申し上げることができませんが、企画部長から説明してもらえればと

思います。

企画部長

色んな捉え方は、あるんでしょうけれども、いわゆる地域コミュニティとかと言われるものは何かという話になると、その地域みんなに必要なものは何なのか、それをみんなで考えたり、また作り上げて、そして実行していくものがまちづくり、いわゆる地域づくり、コミュニティなんだというふうに思っています。ですからそういうことをするのに当然、行政だけではできないんで、地域の住民はもちろんですし、また違った立場のNPOとか色んな人たちが集まって、協働で作りに上げていくものというふうに思っていますので、そういうことがやりやすい仕組みを行政として指導しながら作っていく、一緒になって作り上げていくということだと思っています。

委員

質問ですが、今、NPOという言葉が出てきたんですが、例えばNPO法人はいくつか市内にもありますが、NPOの運営者側、いわゆる理事者には、地方公務員はなれないんですか。関わるって言うても、その関わり方の問題が色々あると思うんですけど、非営利法人の理事者という立場には公務員はなれないのか。

委員

地域事業に限らず、公務以外の何かに就くときは、公務員法の制約があって、使用者の許可を得なければならないということがあります。利益目的の営業活動でなくても、公務以外の仕事を持つときには許可が必要です。

委員

その許可とは。

委員

長の許可、市長とか。

企画部長

よくは、分かりませんが、報酬を貰うわけでないし、専従するわけでないから差し支えないと思うんですけどね。

委員

公務員法には無報酬とか、利益だとかという文言はないんですね。基本的に公務員として働くための勤務時間を削ってしまったりすると、職務専念義務だとか色んなところに支障が出てくるというのが絶対ありますからと私は思っているのですが。

委員

次回で結構ですので、何か、こうだというものがあれば。

企画部長

いわゆるNPO法人の理事ですよ。

委員

はい。理事というのは、登記項目になっていますので、そこに名前が入ってもいいか。

企画部長

例えば財団法人の理事、監事とかには、我々も名を連ねているのがありますので、私は、差し支えないと思いますが、次回まで正確に調査します。

会長

差し支えあるとかないとか。これはあまり難しくないと思いますので。

その他、ありませんか。

委員

20ページと21ページです。電子自治体化改革の質問ですが、まず1つは、言わんとすることは分かるのですが、情報弱者の対応の部分が、記述がないので、どうされるのか。先ほどのあの高齢だけじゃなくてですね、例えば今、朝日・山北地区でブロードバンドを利用してテレビ電話というか、要は広報放送のからみにそれを使っているのもあるんですけど、地元の説明会でちょっと要望したんですけども、目が見えても耳の聞こえない方は、何を言ってるか分からないんですよ、画像が見えても。テロップとか、テレビでいう文字放送的な対応をしていかないと、言わんとすることがきちんと伝わっていかないですね。例えば、村上市からのお知らせがそうなったとしても、集落の自治会長さんが、「明日、集落の何々があります、皆さん出てくださいね」というお知らせは、完全にもうその方々に対しては全然伝わっていないんですよ。昔からそうなんですけども。せっかくブロードバンド化されたのですから、色んな手法ができると思いますし、その辺、弱者への対応をちょっと考慮していただきたいというのがまず1つです。

それからもう1つ。財務会計システムの電子決裁の導入ということで、22年度から実施というふうに計画はなっているんですけども、予算的に結構、これをやるとしたらまだ追加予算が必要だと思われるんですね。単純に考えてもペーパーレスにするということは、まず請求書を全てスキャナーで読ませなくてはいいけない。なおかつ、その請求書にくっついていく検収調書なり、文書関係なりを全てスキャナーで読ませないと、電子決裁する人が決裁判断できないはずなので、データベースも大きくしなければいけない、それから回線回りも補強しなければいけない。スキャナーもそれぞれ付けていかなければならない。いったいいくらかかるという試算なのか、その辺のところを聞かせていただきたいと思います。

行政サービス改革部会副部会長

まず、情報弱者の関係についてですが、確かに大きな問題だと思います。技術が高度になればなるほど機械に弱い方、なじめない方がおられると思います。窓口も今、電子申請とかの端末が色々ありますけれども、それらも使いやすいように、情報関係に詳しい職員がいるので各支所でも使い方等を指導出来るような体制にしていかなければならないと思います。また、ここにあるように携帯電話が非常に高度な機能を持っていますし、これらはこれからお年寄りでも持つ時代になっているので、有効な情報伝達の手法でないかと、そういうものを活かしたものをやっていくということも書いてあります。

それから、朝日・山北地区で今やっている各世帯の端末には、文字と画像も出るような装置もありますので、それらは有効に使えるのかなと思っています。そしてインターネットさえ通じれば、そういった機械についてもほかの全地域に整備できますので、そういった高齢者とか支援が必要な世帯については、それらを置くことは技術的には可能です。ただ、料金が発生しますので、それらを誰が負担してい

くかという問題もありますけれども、技術的にはそういうことも可能な時代になってきているということで、こういった情報化と言いますか、技術は高度になってやっぱり便利になっていくのかなと思っています。

それから電子決裁については、ご指摘のとおりだと思います。ただ、システム自体は電子決裁に対応出来るものになっています。それでハード的にはスキャナーを導入すれば可能だということです。本庁であれば、おおよそフロアに1台を考えています。それから出先、学校とかみんなに必要なので、大きなものは20台、出先関係で60台くらいあればいいのかなと思っています。金額的にはおおよそ700万から800万円くらいは、掛かるかなと思っています。あとは、それに対する職員の講習ですね、特に管理職は、しっかり講習をしていかなければいけないと思っています。あと、そのほかは財務規則の改正とか決裁順序の明確化とかが必要だと思っています。

会長

委員から出た情報化をすればするほど若者とお年寄りの格差がどんどん広がっていくのだから、当然、弱者への配慮というのは、今、載っていないけれども、やっぱり改革だから載せるべきでないかという意見が出るとお思いますので、そういうのは十分検討して、対応を考えておいていただきたいというふうにならう要望しておきますけれどもよろしくお願ひします。

19ページに「住民票、各種税証明等自動交付機の設置」というのがありますがけれども、これは1台いくらかかって、何台くらいあればいいんですか。

行政サービス改革部会副会長

どこに置くということもはっきりはまだ決まっていますが、例えば阿賀野市では、自動交付機を置くことによって、夜間窓口は廃止しています。そこまでやるべきなのかどうかという検討もありますし、1台200万から300万円くらいだと思いますけれども、どこに設置するかということは、これから組織・機構の見直しも含めてのものとなります。

あと、キオスク端末ですが、国ではコンビニとかに置くとか、駅に置くとか、そういったことも併せて検討されていますので、国の施策に対応してかたちでそれらを決めていくことになると思います。

会長

このホームページというのは、基本的には毎日更新するのですか。

行政サービス改革部会副会長

今、ホームページの更新については、各課でそれぞれやっています。正直なところ、しょっちゅう更新しているところもあれば、そうでないところもあります。職員体制というか、その課の考え方によって大きな隔たりがあるのかなと思っています。

会長

ホームページを充実させるというときに、各課で勝手にやっているから、難しい数字ばかり並べて、これでは市民に分かりにくいねというのがあった場合、どこで調整しているのですか。

行政サービス改革部会副会長

全体のホームページの管理は、政策推進課で押さえています。政策推進課主導で、ホームページの更新の講習会を開催したりして充実を図っています。

会長

日付はきちんと何日更新となっていますよね。

行政サービス改革部会副部長

はい。

会長

そのほか何か質問はありませんか。

委員

細かい話で申し訳ありません。22ページの事務事業の見直しの中に入ってくるのか分かりませんが、事務事業の現状と課題や改革内容については、分かったんですけど、今現在やっている事務事業の中でも、各市町村単位でやっていたもので、かなり省略されているものも結構あると思われるんですよ。例えばですけど、私のほうで実際に経験したのですが、実は村上市のほうで私の会社の商品を買っていただいたと。それが教育委員会、学校で買っていただいたんですよ。請求書は学校へ出しましたが、実際に振り込まれたお金は福祉保健部からだったんですよ。要するに支払い通知も何もないんですよ。まあ金額は同じだからそれだろうとは思いますが、人がやることですから間違ったり、二重に支払われたりというの嫌なので、問い合わせたんです。そしたら間違いなかったと。なんでそうなるかという、あれは食育の関係でやっていたので、担当部局は確かに学校なんだけども、予算は保健のほうから出る。それはあくまでも市役所の都合であって、債権者である我々にとってみれば、何の分をいつ支払いましたという支払い通知、旧山北町では間違いなくハガキで全部出していたんですよ、いらぬよという業者さんについては出していなかったんですけど。でないと、結局、払った払わないのトラブルが必ず出てくるので、必ず通知を出していたんですよ。それが今、全然やっていませんから、そういうトラブルって、逆にないのかどうか。逆にそういうトラブルによって、会計課に電話して会計課の人が端末で調べたり、請求書をひっくり返したりとか、そういう業務のほうがよく大変だと思うんですよ。要は、その通知を出すことの50円、80円を省略しようとするがゆえに、逆にもっと負荷が掛かっているんじゃないかと。そういうヒューマンエラーに対するチェックというのが、本当にきちんとまくっているのかなと私は感じたので、その事務事業の見直し、どんどん省略化していくのはいいんですけども、経費が掛かる掛からないという以前の問題で、我々債権者も市民ですし、きちんと法人税も払ってますし、そういう意味からすれば、それはそれとして義務ではないんですけども、意思疎通はきちんと図っていかねばいけないうでないかと。物を納める業者さんがいるから、村上市役所も机も椅子も買えるし、電灯だって換えられるわけですよ。凄くいっぱい品目を取り引きされている業者さんもいらっしやると思うんですよ。そういう人たちが要らないというのであれば、あえて出す必要はないんですけども、例えばこういう委員の報酬とかについても、いったいいつの分がいつ支払われているんだろうと。細かくチェックするかどうかは別にしても、何回も集まってるうちにそういう手続きの色んな行き違いというものも必ず出てくると思うんで、事務事業を見直しするうえで、あくまでもやっぱり主役は住民なんだという観点をまずはしっかりと捉えていただきたいというふうに思います。だからそういうトラブルって、我々が知らないだけで、会計課の窓口とかそれぞれの担当課のなかで、ないのかどうか。前は、通知を出していても色々あったんですよ。だから統一した請求書を買っていただいて、ユニークな請求書番号を付けて、その番号で問い合わせただければ、今、まだ伝票が回っていますとか、今、処理しています、いついつ支払いは終わりましたというのが、すぐ即座にその場で答えられるようなシステムを作って運用していたんですよ。それを今、新市になってやめちゃったんですけど、そういうのってやっぱりもっとも必要だと思うんですよ。そういうのをこの事務事業の見直し

のなかで再度、取り上げていってもらえないかなと。

行政サービス改革部会長

1点目の食育の関係は、たまたま私の課なものですから。申し訳ありません。たまたま学校を会場にやったものですから、請求書は市長宛に保健衛生のほうによこしてくださいという徹底がよくされていなかったのではないかなと思われます。大変、申し訳ありませんでした。今後、そういうことがないようにします。

また、支払い通知は、今、市ではやっていないのですか。

委員

していません。だって、この委員のなかでも報酬をいついつ支払いますという通知をもらった方は一人もいらっしやらないと思えますよ。

委員

普通の会社にも支払い通知はないですよ。

委員

市役所が予算制度だっていうことで、同じ学校でも学校教育課でやる予算と福祉だとか何とかで、予算によって払われるときに名前が違ってくるんで、これは何だろうというのがあるんですが、だから振り込まれるのはいいんですが、いついつ振り込んだのは何の分ですよとかという紙が、1枚来るといいんですが。

会長

それが無くなったということなんですね。そうするとかえって混乱するのではないかと。今、二人の方からトラブルあるのではないかというお話ですが、出てないですか。

委員

通知は、何でもいいんですけども、要は市のほうから原因となったこういう行為を何も言ってこないから問題になるんですよ。皆さんは、言わないんだけども、結構これって大きい問題なので。私が1回問い合わせただけですから、皆さんがこれで問い合わせはじめると会計課は、結構大変だと思うんですよ。それを調べる係の人が逆に必要になって、窓口の統合なんて言ってもらえないでしょ。それをまず一生懸命やらなければならない。その80円が、50円を改革でやめたのが正解なのか、それとも続けてやって、その手数を、我々も電話を掛けて、その分我々の勤務時間がとられているわけですので、それを削減するのが早いかというのを、事務事業の見直しの中で、もう一度再検討していただきたい。

会長

今の話のようなことは、事務事業の見直しの中で検討されたものでしょうか。

行政サービス改革部会長

支払い通知の問題までは、議論はできませんでした。

会長

今の話は大きな問題のようですので、答申の中にも出そうです。もし、今の件について、行政サービ

ス改革部会で、今後統一されたものが出来たら、いつの段階でも良いので、示していただければと思います。

行政サービス改革部会長

私どもの部会でも、今ご指導いただいたことを、経費が掛かることになりますので、改革とは逆行するかもしれませんが、どうかたちが良いのか、皆さんが混乱しない方法を・・・。

会長

これだけの予算を執行しているのですから、委員が言われるようなことが、もっと数多くやり取りをしている会社なり個人があると思うので、問い合わせがあるのかもしれませんがね。

委員

今の話で、コストについてですが、ハガキで無くても、希望をすればメールでも構いませんので、委員を委嘱したときに、通知要りますか、要りませんか、必要な方は何で通知しますかと、メールでよければメールアドレスを書いてくださいというのを出してもらえば、コストも掛からないですよ。

委員

業者にしても、通知が必要ですか、必要ではないですかという話から始まって、逆に封書でくるよりは、ファックスが一番楽なんです。メールでも良いです。

会長

それでは、見直しの中で検討していただいて、見直しをしたらかえって混乱したり、変になったと言わないように、よろしく願います。

その他、行政サービス改革について、ご質問ありますでしょうか。

委員

市民協働のまちづくりについてですが、職員が地域活動に参加するということで、先ほど色々例を挙げていただきましたが、私はそうではないと思います。

市の職員だからではなくて、地域がちゃんとしていれば参加してくると思うんですよ。それは農家の方だろうが、サラリーマンだろうが、その地域がちゃんと機能していれば、一住民として地域活動に参加してくると思うのです。ですから、市民協働のまちづくりとして、各地域、地区にどんどん力を入れてくるようにすれば、しっかりした区長なり総代ができて、しっかりと回っていくと思うのです。

そうではなくて、職員が参加して欲しいのは、私も以前トライアスロンをやっていたのですが、トライアスロンに職命で来るわけですが、職命で来るので代休をもらうわけですが、別に代休をもらっても良いんです。代休をもらっても構わないし、お金をもらって来ても構わないんですが、よくあった話としては、一市民がボランティアで出た場合と、職員が職命で来た場合とで、同じスタッフなわけですが、職員は嫌々来ていてさっさと帰っちゃったと、逆に無償の市民のボランティアスタッフが最後までゴミを拾っているということが良く言われたんですよ。

まあ今は私も離れていますので、よく分かりませんが、そういう各地域ではないけども、地域全体として必要な行事というのがあろうと思うので、まさにそういうところに、大変かもしれませんが市の職員の方には、別にお金をもらっても構わないので、率先して行って、最後まで居て頑張りなさいというような意識改革の方が私は必要なと思います。

なかなか難しいことですし、組合の問題なんかもあるかとは思いますが、逆にその方が市民から見

て頑張っているねと、代休をもらってもあれだけ頑張っていればという方が、私は良いのかなと思いますので、ちょっとバクツとした意見なんですけども、是非そういうことで、自分の住んでいるところの行事に参加しなければ、その人が文句を言われるわけなので、もっと大きいところで動いて欲しいと思います。

会長

ありがとうございました。

その他、無ければこれで質疑を終わらせてもらってよろしいですか。

委員

はい。

会長

それでは、各正副改革部会長さんにつきましては、ありがとうございました。

長時間、難しい質問に対して丁寧に答えていただきまして、ありがとうございました。また、答申までに面倒な質問が出るかと思いますが、よろしく願いいたします。

(2) 同審議

会長

「(2) 同審議」ということになっていますが、今までの中で、かなりの質問を出していただきましたので、「(3) 今後の審議の進め方について」について確認をしてもらうということで、今日は終了したいと思います。事務局いかがですか。

事務局

はい。それで結構だと思います。

(3) 今後の審議の進め方について

会長

今後の進め方ですが、次第に、第8回委員会が9月3日、第9回委員会が9月14日ということで、実際に私たちが審議するのは、8・9・10回の3回ということで、第11回委員会は答申案についてということになりますので、後3回でございます。

それで、審議の進め方としては、3回ありますので、いちばん最後に「市民協働のまちづくり」について、これは大きな柱でございますので、これを最後の10回目の委員会で行いたいと思います。

9月3日の第8回目につきましては、前回説明をいただいた「施設改革」について、「行政サービス改革」について、残る「組織・職員改革」と「財政改革」を9月14日、10回目が「市民協働のまちづくり」、11回目に答申案について検討というかたちで今後の審議をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

「施設改革」については、順番からいくと本来4番目なのですが、前回最初に説明をいただきましたので、次の委員会で議論したいと思いますが、よろしゅうございますか。

委員

はい。

会長

それでは、そのようなかたちで審議をさせていただきます。

4. その他

(1) Eメールの活用について

事務局から行政改革推進委員に対しての、事務連絡や文書配付について、次回以降Eメールを活用し、郵便料の節減や、連絡の迅速化を図りたいという提案について了解をいただきました。

なお、Eメールを使っていない委員に対してと、枚数の多い文書配付については、従来通り郵送をいたします。

(2) その他

事務局から、次回以降の委員会については、各正副改革部会長の出席は求めず、会議の中で事務局が回答できない場合は、次回の委員会までに文書で回答するシステムにさせていただきたいという提案があり、了解をいただきました。

また、費用弁償について、前回の金額と昨年度から改定があった旨、事務局から連絡がありました。

5. 次回以降の日程について

第8回委員会	9月 3日(木)	午後1:30~	会場:市役所5階第4会議室
第9回委員会	9月14日(月)	午後1:30~	会場:市役所5階第4会議室
第10回委員会	10月8日(木)	午後1:30~	会場:未定
第11回委員会	10月29日(木)	開始時間、会場:	未定

以上のとおり決定しました。

6. 閉会

(午後4:22 閉会)

以上、第7回行政改革推進委員会会議録の内容が、正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成 21年 9月 8日

会 長 小 川 勲 印